

第4章 推進体制及び評価・検証

以下のような推進体制により計画を実行し、評価・検証を行っていきます。

1 庁内推進体制

(1) 全庁的な調整・連携体制

川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議(局長クラスで構成)、同幹事会(全局区の庶務課長クラスで構成)、同子どもの権利施策推進部会(子どもの施策の所管課長で構成)により子どもの権利施策に関する全庁的な連絡調整を行うとともに、さらにその下部組織として(仮)子どもの権利施策連携会議(子どもの施策の実務担当者で構成)を新たに設けることで、重点施策をはじめとする子どもに関する施策の総合的・横断的な連携を図り、子どもの権利保障を推進します。

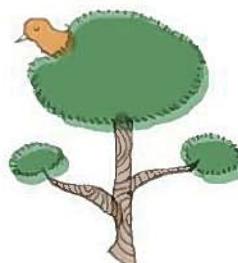
(2) 総合的な子ども支援施策及び地域に根差した子育て支援の推進体制

市民・こども局、こども本部を中心に子ども支援に関する調整や子どもの成長に合わせた支援を一体的に推進します。また、地域の子ども支援拠点である区役所のこども支援室を中心に、市民活動団体や関係機関と連携して、地域での子育てイベントの実施など、地域に根差した子育て支援を推進します。

(3) 虐待に対する体制

児童虐待防止に向けた取組を進めるため、2012(平成24)年10月に議員提案により「川崎市子どもを虐待から守る条例」が制定され、翌年4月から施行されました。

これを踏まえ、2013(平成25)年4月からこども本部内に虐待への対策を行う「児童家庭支援・虐待対策室」を設置しました。また、区役所においては福祉、保健、教育の各分野における専門職を配置した「児童家庭課」を設置するなど、虐待への対策強化のための体制を整備しました。今後はこども本部、児童相談所、区役所間の連携により虐待につながる事例を事前に把握するなど、虐待の未然防止をさらに推進します。



2 市民、市民活動団体、関係機関との連携・協働

子どもや親等と地域住民が学校の運営について協議する地域教育会議や、市民参加のもと子どもの権利の啓発を行うイベントであるかわさき子どもの権利の日事業等、市民や市民活動団体、関係機関と連携・協働し、実効性のある子どもの権利施策を推進します。

3 市による自己評価の実施

行動計画に基づく事業等の取組状況について、毎年度所管課において自己評価を実施し、進捗状況を把握します。また、計画の終了時においては計画全体の自己評価を実施し、権利委員会からの意見を得た上でその結果を公表します。

4 権利委員会による施策の検証の実施

子どもの権利の保障状況を検証する第三者機関として、人権、教育、福祉等の子どもに関わる分野の学識経験者と公募の市民で構成された子どもの権利委員会が条例第38条に基づき設置されています。子どもの権利委員会は、市とともに実施する子どもの権利に関する実態・意識調査や、市及び子どもを含む市民との対話¹⁵を踏まえて、本市における子どもの権利保障の状況を検証します。また、市が実施する計画全体の自己評価について検証し、意見を述べます。



15 対話：子どもの権利委員会がとっている手法で、ヒアリングや意見聴取と異なり、相互に建設的に意見交換をし、子どもの権利についての共通認識を深めることを言います。

【推進体制及び評価・検証のイメージ】

